

公調委平成25年（セ）第9号

裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

- 1 申請人の平成25年12月6日以降の損害賠償請求に係る裁定申請を却下する。
- 2 申請人のその余の裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、平成25年1月4日から騒音停止まで1日当たり5000円に、騒音発生日（午後10時以降翌朝6時以前の間には発生させた日）の日数を乗じた金額を支払え。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の管理する設備の稼働により発生した騒音・低周波音により、睡眠時間が少なくなり、慢性的な睡眠不足によって日常生活に支障を来していると主張して、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料の支払を求める事案である。

第3 前提事実（文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

1 当事者等

- (1) 申請人は、平成15年ころから肩書地に居住している。
- (2) 被申請人は、遊園地（a）、スキー場（b）、ゴルフ場（c）を管理して

いる（以下これらを併せて「被申請人施設」という。）。

2 申請人宅と被申請人施設の位置関係等

(1) 申請人宅は、d という別荘地にある。

申請人宅と被申請人施設との位置関係は別紙図面 1 のとおりである。

申請人宅（標高 1 0 8 8 m）と遊園地事務所（標高 1 2 1 4 m）との直線距離は約 1 . 0 3 km であり、その間には鐘子山（標高 1 3 0 6 m）がある。

（乙 1 の 1 ・ 2 , 4 , 職 1）

(2) 別荘地内には、第 2 中継槽、第 1 配水池、第 2 配水池、第 3 配水池があり、それぞれにポンプがあるが、第 2 配水池のポンプは使用していない。申請人宅と第 2 中継槽、第 1 配水池、第 2 配水池、第 3 配水池との位置関係は別紙図面 2 のとおりである。

そのほか、別紙図面 1 記載の 1 2 0 0 t 配水池にもポンプがあり、その南側には変電設備がある。

これらのうち、1 2 0 0 t 配水池、変電設備は被申請人が管理している。

（乙 1 の 1 ・ 2 , 4 , 職 1）

第 4 争点及びこれに関する当事者の主張

1 争点 1 被申請人の管理する設備は睡眠妨害をもたらす騒音・低周波音を発生しているか（加害行為性の有無）

【申請人の主張】

- (1) 被申請人は、設備を稼働させ、平成 2 4 年 1 2 月末から以前に比べて異常に高い騒音を発生させた。これにより、申請人は、睡眠を妨害されている。
- (2) 騒音・低周波音（以下「騒音等」という。）の発生源については、1 2 0 0 t 配水池のポンプが一番大きい発生源であるが、変電設備も発生源であると考えられる。
- (3) 騒音等は可聴音（低周波音を含む。）で、2 0 Hz から 3 0 0 Hz くらいの低い周波数の高調波成分が聞こえている。

- (4) 騒音レベルは室内で60dBを超えるもので、午後5時から午後12時までの時間帯には60dBを大きく超えており、環境省の「騒音に係る環境基準について」の基準値を超えている。にもかかわらず、被申請人は、申請人の簡単な質問にも応じず、何ら対策を講じていない。

【被申請人の認否・反論】

- (1) 申請人の主張(1)(2)(4)は否認し、(3)は不知。
- (2) 騒音等の発生原因は申請人宅の建て方、申請人宅室内での不快感にある。
- (3) 騒音等の発生源が被申請人の管理するどの施設のどの部分かの特定がされておらず、対策を講じようがない。
- (4) 申請人宅と被申請人施設との間にはeの別荘地があり、小山が多く、距離も離れており、申請人宅に音が到達することはない。

2 争点2 因果関係のある損害の発生の有無と損害額

【申請人の主張】

被申請人の発生させた騒音等により、室内は室外より家屋の共振で騒音等が大きく、時には床面の振動も伴う。申請人は、午後10時以降翌朝6時以前の騒音等により睡眠時間が少なくなり、慢性的な睡眠不足によって日常生活に支障を来している。

よって、申請人は、被申請人に対し、1日当たり5000円に騒音発生日の日数を乗じた慰謝料の支払を求める。

【被申請人の認否】

申請人の主張は否認ないし争う。

第5 当裁定委員会の判断

1 認定事実

文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 本件裁定申請に至るまでの経緯等

ア 申請人（昭和16年生）は、平成25年2月11日、静岡県生活環境課

に対し、前年暮れから騒音に悩まされていること、遊園地に近づくほど騒音が大きくなり、スキー場に行くと小さくなること、毎日昼夜長時間にわたって騒音に悩まされており、対処を依頼したいことなどを記載したメールを送信した（甲３，９）。

イ 申請人は、平成２５年２月１８日、裾野市のホームページにおける市のお問い合わせ欄に、前年暮れから騒音被害を受けていること、被申請人の担当者は音が聞こえないことを理由に調査を拒否したこと、自ら調査したところ、遊園地に近づくほど騒音が大きくなり、離れるほど小さくなること、この騒音の発生が午前５時から翌午前１時ころまで続くこと、特に午後１０時３０分から翌午前１時ころの時間に発生する騒音が睡眠を妨害すること、この騒音が低周波音のようで聞こえない人もおり、普通の騒音計では測定できないことなどを書き込んだ。

これに対し、裾野市生活環境課職員は、申請人に対し、職員の聴覚や騒音計によって音を確認できず、対応が困難であること、普通の騒音計でも低周波音の測定が可能であり、騒音が激しいときに連絡をもらえれば再測定をすることが可能であることなどをメールで回答した。（甲３）

ウ 申請人は、平成２５年４月１２日、本件裁定申請をした。申請人は、提出した責任裁定申請書の「公害に係る事業活動の行われた場所」について「遊園地及びスキー場」と記載していた。

(2) 第１回審問期日までの経過（申請人が提出した主張書面の記載内容、事実調査）

ア 裁定委員会は、平成２５年４月２６日ころに到達した「事務連絡」と題する書面をもって、申請人に対し、騒音等の発生源が被申請人施設・設備であると主張する理由を明らかにした上、騒音等の発生源を特定するよう求めた。

これに対し、申請人は、同年５月１５日、「求釈明事項書」と題する書

面を提出した。同書面には、騒音等の発生源が被申請人施設・設備であると主張する理由に関して、申請人宅の周辺には被申請人施設のほか富士サファリパーク及び富士山こどもの国があるが、富士サファリパーク及び富士山こどもの国については機械設備で大規模なものではなく、周辺にも被害がないようであること、富士サファリパーク及び富士山こどもの国と申請人宅との直線距離は4 kmほどであること、他方、被申請人施設と申請人宅との直線距離は1 kmから2.4 kmであること、騒音が昼夜関係なく長時間連続で発生すること、遊園地であるから、天候の悪い日、休業日については昼間の騒音が発生しないことなどが記載されている。

また、騒音等の発生源に関し、騒音が発生しているときに歩いて遊園地に近づくほど大きくなり、離れるほど小さくなること、別荘地内のポンプ4か所については騒音が発生していないことを確認したことなどが記載されている。

イ 公害等調整委員会事務局は、平成25年8月2日、騒音等の発生源を明らかにするため、申請人宅、被申請人又は株式会社fが管理している水道設備、有料道路料金所近くの変電設備などを調査した。その結果は以下のとおりである。（職1）

（ア）申請人は、申請人宅において、高齢で耳が悪く、やや難聴であると診断されるのではないかと思うが、普通の生活ができている、今日もゴーゴーという音が聞こえているが、普段と比べると静かであり、騒音の感覚としては40 dBほどであると思う、家の中では家の外よりも音が大きく聞こえるなどと述べていた。

また、耳栓を使用しても、騒音等の大きさは変わらず、効果がないので、耳で聞こえているというよりは、60 Hzから100 Hzの高周波が脳で聞こえているという気がするとも述べていた。

（イ）公害等調整委員会事務局は、申請人、被申請人代表者らとともに、第

2 中継槽，第 1 配水池，第 2 配水池，第 3 配水池，1 2 0 0 t 配水池，スキー場正門前，変電設備の順に各施設に行ったが，申請人は，騒音等の発生源を特定することができなかった。

申請人が，1 2 0 0 t 配水池において，音が北（スキー場方向）から聞こえるなどと述べたため，スキー場正門前に行ったが，申請人は，そこでは 1 2 0 0 t 配水池よりも音が小さく，音が西から聞こえると述べていた。さらに，申請人が，申請人宅と遊園地の間には鐘子山があるため，騒音等の発生源が遊園地ではないと思うので，遊園地を確認する必要はない，変電設備が騒音等の発生源ではないかと思うと述べたため，変電設備に行った。

しかし，申請人は，スキー場正門前よりも音が大きくなっており，真上から音が聞こえてくる気がするが，発生源の特定まではできないと述べた。

（ウ）現地調査に赴いた公害等調整委員会事務局職員には，申請人の主張する騒音等が聞こえなかった。

ウ 申請人は，平成 2 5 年 8 月 1 4 日付け「準備書面に対する反論」と題する書面を提出した。同書面には，騒音発生源として遊園地だけではなく，スキー場，ゴルフ場も含まれていることなどが記載されている。

また，申請人は，同日付け準備書面を提出した。同書面には，当初は遊園地とスキー場が人工降雪機を使用しているので，これらが騒音の発生源であると考えていたが，スキー場の営業が終わっても騒音に変化がなかったこと，現在営業しているのは遊園地とゴルフ場であること，遊園地とゴルフ場の営業時間である昼間には騒音が小さく，夕方から夜間，夜明けに騒音が集中していること，平成 2 4 年 5 月から同年 9 月までの間に 3 回の土砂崩れが発生しており，これにより配管が損傷を受け，ポンプの動作時間に影響を与えており，これが騒音の原因に関係していることなどが記載

されている。

エ 申請人は、平成25年9月8日付け準備書面を提出した。同書面には、第2中継槽から上に向かって道路沿いに騒音の発生源を調査したところ、行き着いたところは1200t配水池の近くであったことなどが記載されている。

オ 裁定委員会は、平成25年10月1日ころに到達した「事務連絡」と題する文書をもって、申請人に対し、公害等調整委員会事務局による事実調査の結果等を踏まえて、騒音等の発生源の特定などを求めた。

これに対し、申請人は、同月13日付け準備書面を提出した。同書面には、別荘地内のポンプ場4か所を確認したが、騒音が出ていなかったこと、スキー場が休業となる同年4月になっても騒音に変化がなかったこと、遊園地には観覧車くらいしか大きい遊具はないこと、ゴルフ場も騒音とは関係が薄いこと、昼夜関係なく騒音が出る水関係の施設が発生源であると気づいたが、被申請人の敷地内に入ることができず、推測以外に方法がないことなどが記載されている。

カ 申請人は、平成25年10月14日付け準備書面を提出した。同書面には、1200t配水池のポンプが最も大きな騒音の発生源であること、公害等調整委員会事務局による事実調査時には、騒音がいつもよりも小さく、発生源の追跡ができなかったこと、後日、発生源を調査したところ、有料道路料金所近くの変電設備まで行き着いたが、無断で入るわけにはいかないので、変電設備の敷地内に入って調査することを断念したことなどが記載されている。

(3) 第1回審問期日（平成25年12月5日開催）の内容

ア 申請人は、第1回審問期日において、提出した責任裁定申請書、準備書面等をすべて陳述した。

裁定委員会は、申請人に対し、再度騒音等の発生源の特定を求めたとこ

ろ、申請人は、騒音等の発生源が被申請人のどの設備によるものか具体的に特定することができないと述べた。

イ そのほかの申請人の陳述の要旨は次のとおりである。

(ア) 申請人宅の騒音の状況について裾野市の職員が平成25年2月に騒音測定器を持参して来たときには、裾野市の職員は音が聞こえていない感じであったし、騒音測定器も感知しなかった。

(イ) 室内でも聞こえ方の違いというのはあり、申請人宅の妻側と屋根の部分では低周波音が共振するため、元々の音と混じって聞こえる。

(ウ) 低周波音は実際に音として聞こえており、低周波音に対しては耳栓は効かないため、毎日、睡眠導入剤を服用している。

(エ) 甲第3号証の1枚目は申請人が作成したものであるが、2段落目に「40dB程度のレベルでした」とあるのは、これくらいは出ているという自分の感覚を表現したものである。

(オ) 平成25年10月13日付け準備書面の3項に「60dB超えの騒音レベルです」とか「55dB位です」とあるのは、実際に測定した値というわけではなく、甲第15号証の表を見て割り出した数値である。

(カ) 男性の低い声は聞こえるが、女性の高い声は聞こえにくいなど、自分が難聴であると感じることはある。病院で診てもらってもデジタルの補聴器を購入するようと言われるばかりで、デジタルの補聴器を使用すると、自分が元々聞こえている音と補聴器によって遅れて聞こえる音が重なって何を言っているのか分からなくなってしまうので、デジタルの補聴器は購入していない。アナログの補聴器については何個か試したことがあり、音は聞こえるようになる。

(キ) 職第1号証の3頁イ(ウ)で、「60～100Hz」とあるのは自分の考えであり、「脳で聞こえている」とあるのは耳をふさいでも聞こえてくるので、そのように表現したものである。

(ク) 職第1号証の5頁(5)の申請人の発言イで、「山の上の方から聞こえてくるゴーゴーゴーという音は、今までのポンプ場にいたときよりも大きくなっている」とあるのは自分の勘であるが、「ゴーゴーゴー」という音は、耳でも聞こえていたし、頭全体でも聞こえていた。

ウ 裁定委員会は、第1回審問期日において、本件審問を終結した。

2 争点1 (被申請人の管理する設備は睡眠妨害をもたらす騒音等を発生しているか(加害行為性の有無)) について

- (1) 前記1で認定したとおり、申請人は、当初、被申請人施設のうち、遊園地とスキー場を騒音等の発生源としていたものの、遊園地やスキー場のうちどの設備が騒音等の発生源であるかを具体的に特定できていなかった。そして、申請人は、1200t配水池のポンプや変電設備が騒音等の発生源であるなどと主張した。このように、騒音等の発生源という重要な事項について申請人の主張には変遷がみられる。

証拠(乙6)及び審問の全趣旨によれば、申請人は、当初から遊園地やスキー場の休業日であっても、騒音等が発生していると記録していることが認められる。

さらに、申請人は、事実調査の際、騒音等の発生源を特定できなかったばかりか、自ら遊園地の調査が不要である旨を述べていたのであるから、遊園地やスキー場の設備が発生源であるとは考えられない。

- (2) 申請人は、事実調査の際、第2中継槽、第1配水池、第2配水池、第3配水池、1200t配水池、スキー場正門前、変電設備の順に各施設に行ったものの、騒音等は聞こえると述べる一方、その発生源を特定できなかった。

これに加えて、事実調査における騒音等の発生源に関する申請人の言動があいまいであることをも考慮すれば、騒音等の発生源がポンプや変電設備であるとの申請人の主張は憶測にすぎなく、騒音等の発生源が特定できないといえる。

(3) 申請人は、第1回審問期日においては、騒音等の発生源を具体的に特定できないと述べている。

(4) なお、仮に申請人の主張する騒音等による睡眠妨害があったとしても、前記1(2)イの各事実、(3)イ(ウ)(カ)(キ)の各事実によると、被申請人の管理する設備以外の要因(低い音の耳なりなど)による可能性が認められる。

(5) 以上を検討総合すると、被申請人の管理する設備が睡眠妨害をもたらす騒音等を発生していたとの事実は認めることができず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

したがって、申請人の被申請人の管理する設備が騒音等の発生源であるとする申請人の主張は採用できないから、その余の争点について判断するまでもなく、申請人の裁定申請は棄却する。

(6) 申請人は、本件審問終結の日の翌日である平成25年12月6日以降に生ずべき被害についても、損害賠償を求めている。しかし、申請人は、騒音等の発生源を特定できておらず、申請人と被申請人との間で侵害行為の基礎となる事実関係が存在しているとはいえないから、本件審問終結の日である平成25年12月5日の翌日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る部分は、責任裁定の対象とすることができないものとして、却下を免れない。

3 結論

よって、申請人の平成25年12月6日以降の損害賠償請求に係る裁定申請は却下し、その余の裁定申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成26年2月4日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 柴 山 秀 雄

裁定委員 松 森 宏

裁定委員 吉 村 英 子

(別紙省略)